

伊丹市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市下水道条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和7年2月17日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市下水道条例の一部を改正する条例（令和7年伊丹市条例第 号）

伊丹市下水道条例（昭和43年伊丹市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「し尿浄化そう」を「し尿浄化槽」に改める。

第3条中「行なおう」を「行おう」に改め、同条第3号中「それぞれ排水管」の右に「の内径」を加える。

第4条第1項中「行なおう」を「行おう」に改める。

第7条第2項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第8条の見出し中「排水設備等」を「排水設備」に改め、同条第1項中「行なおう」を「行おう」に改める。

第9条中「行なつた」を「行つた」に改める。

第10条第2項中「又は」を「または」に改める。

第12条の2第1項第8号中「物質または項目以外の物質または項目」を「もの以外の項目または物質」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第15条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第32条の見出し中「無断占用」を「無断占用等」に改め、同条中「受けないで」を「受けていない者が」に、「または」を「もしくは」に、「者もしくは次の各号の一」を「とき、占用者が次の各号のいずれか」に、「者に対し」を「ときまたは下水道の管理上もしくは公益上やむを得ない必要があると認めたときは」に改め、第4号を削る。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。